

ボーナスカットⅢ裁判 大阪高裁の不当判決に断固抗議する！

12月24日、大阪高等裁判所は平成22年（ネ）第509号損害賠償事件（ボーナスカットⅢ裁判）に対して、私たちの請求を棄却する不当判決を下しました。

この判決は、JR東海会社がJR東海労を嫌悪、敵視してきた背景やボーナスカットするための異常添乗によって新幹線電車運転士が精神的に追い込まれることなどを一切抜きに、ボーナスカットに対する事実の有無について、会社の主張を鵜呑みにし、「不利益の程度が5%減額、昇給の4分の1カットは、不合理とまではいえない」と、会社の職場における「命令と服従」の支配体制を認めるものです。私たちは、大阪高等裁判所の不当判決を断じて許さないことを明らかにします。

不当判決弾劾報告集会を開催！

私たちJR東海労は不当判決に対して、ただちにJR東海労新幹線関西地本主催不当判決弾劾報告集会を開催しました。集会は、主催者を代表して小林委員長より「心の病で会社を休んでいる社員がいる。さらに自らの命を絶つ社員がいる。いま職場は病んでいる。職場の声に耳を傾け、職場から闘いをつくりだして行こう。」とあいさつを行いました。そしてJR東海労本部を代表して、船出副委員長から「闘いの意義と傍聴参加の取り組みなど、原告を先頭に全組合員が担ってきた成果を確認し、さらに私たちの闘いの裾野を広めて行こう」と連帯のあいさつを受けました。



原告の仲間からはこの間の闘いを支えて頂いた仲間への感謝と、「連帯の輪が広がった」「分会全体が強化された」「ボーナスカットに対する悔しさ怒りがあり闘えた」「この5年間で培ってきたことを糧にさらに頑張っていく」と闘いの成果と決意が述べられました。

最後に、今後も会社からの組織破壊攻撃に組織一丸となって闘っていくことを全体で確認しました。